

第201回国会 日本維新の会提出議員立法一覽

令和2年2月14日提出

	法案名 (簡略名)	概要	委員会	発議者
1	政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案 (商工中金・政投銀完全民営化推進法案)	① 株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法は、この法律の公布の日から1年経過後の最初の4月1日に、廃止すること。 ② 政府は、その保有する両株式会社の株式について、市場の動向を踏まえつつ、両法律廃止から3年以内を目途として、その全部を処分するものとする。 ※ 危機対応業務については、その実施を担う金融機関の確保等について、政府に法制上・財政上の措置等を義務付け	財金	浅田 百喜多
2	独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案 (UR完全民営化推進法案)	URの完全民営化について、基本理念及び手順を法律に明記し、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることを政府に対し義務付ける。	国交	浅田 東
3	農地法の一部を改正する法律案 (株式会社等の農地所有解禁法案)	株式会社等の農地所有の支障となる規制を全て撤廃し、全ての法人に農地の所有を解禁する。	農水	浅田 石井苗
4	地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案 (介護規制の地方分権化法案)	高齢者・障害者(障害児を含む。)が利用する介護サービス等に係る施設及び事業(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等)に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。 ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準 ② 施設及び事業に係る介護保険・障害者支援給付・児童福祉法上の給付の適用対象としての基準	厚労	浅田 東
5	地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案 (保育所設置基準の分権化法案)	1 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案 保育サービスに係る施設及び事業(保育所、幼保連携型認定こども園等)に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。この参酌基準において、保育所における主任保育士・教室主任の配置を定める。 ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準 ② 子ども・子育て支援法上の給付の適用対象としての基準 2 児童福祉法の一部を改正する法律案 都道府県が、保育に関する所定の研修修了者を登録する登録保育従事者(保育サポーター)の制度を設ける。	厚労	浅田 東
6	児童福祉法の一部を改正する法律案 (保育士資格の多様化を図る法案)	1 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案 保育サービスに係る施設及び事業(保育所、幼保連携型認定こども園等)に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。この参酌基準において、保育所における主任保育士・教室主任の配置を定める。 ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準 ② 子ども・子育て支援法上の給付の適用対象としての基準 2 児童福祉法の一部を改正する法律案 都道府県が、保育に関する所定の研修修了者を登録する登録保育従事者(保育サポーター)の制度を設ける。	厚労	浅田 東
7	国家公務員法の一部を改正する法律案 (国家公務員法改正案)	① 現行法にある年功序列人事を排除する趣旨の規定において、その趣旨をより明確化する。 ② 人事評価において相対評価を徹底することを法律上明記する。	内閣	浅田 清水
8	地方自治法の一部を改正する法律案 (幹部地方公務員政治任用法案)	① 地方公共団体は、条例で、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる当該地方公共団体の長の補助機関である職員について、当該地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することとすることができるものとする。 ② ①の議会の同意を得て選任された地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等については、副知事及び副市町村長と同様に、任期を4年とし(任期中の解職も可能)、兼職等を禁止するものとする。	総務	浅田 柳ヶ瀬
9	地方教育行政改革の推進に関する法律案 (地方教育行政改革推進法案)	次の項目について、検討・必要な法整備等を政府に義務付ける(3年の集中改革期間を設定)。 (1) 教育行政における国・地方の役割分担 (2) 教育委員会・指導主事の要否、校長の職務権限の強化等につき、地方公共団体の選択に委ねる制度	文科	浅田 松沢
10	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案 (民泊に関する規制改革法案)	国家戦略特別区域法における「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の要件のうち、「一定期間以上」を削除する。	内閣	浅田 清水
11	日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案 (JT完全民営化法案)	日本たばこ産業株式会社の完全民営化に関し講ずべき措置について定め、完全民営化を契機とした製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げに関する政府における検討等について定める。	財金	浅田 松沢

商工中金・政投銀完全民営化推進法案

【政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

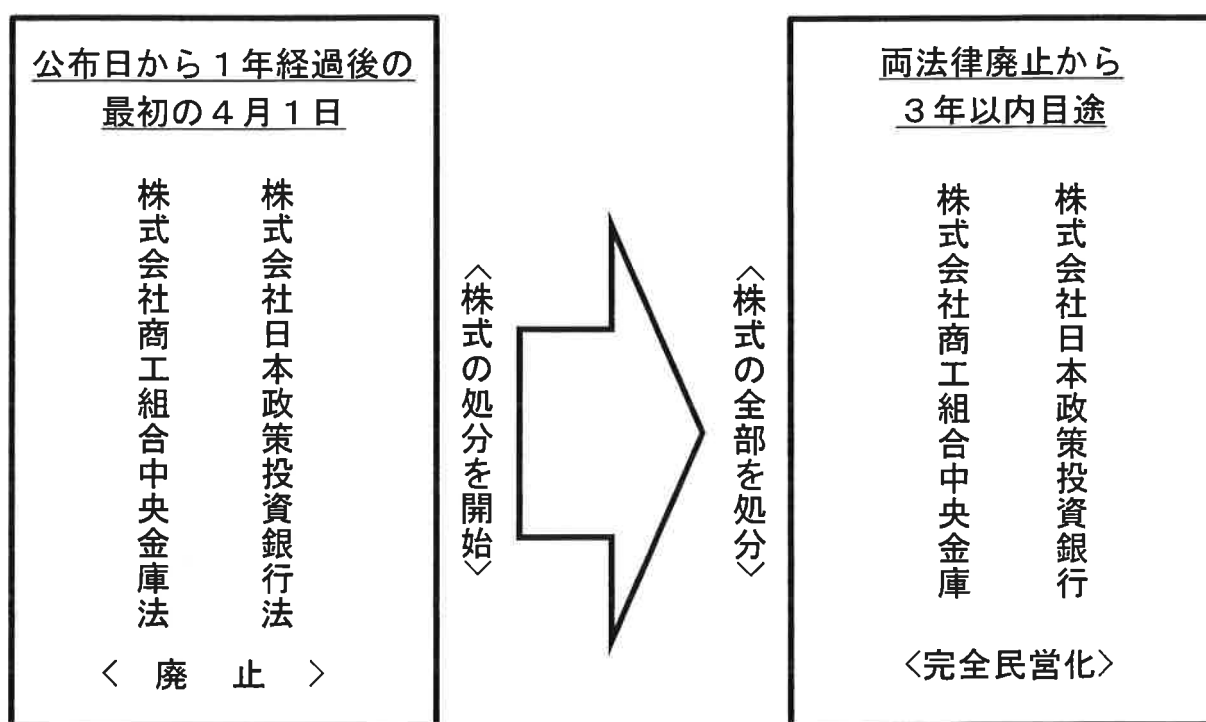
政策金融改革が当初の計画どおりに進行していない状況。

→ 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の完全民営化を早期に実現し、必要な政策金融改革の着実な達成を図る。

① 株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法は、この法律の公布の日から1年経過後の最初の4月1日に、廃止すること。

② 政府は、その保有する両株式会社の株式について、市場の動向を踏まえつつ、両法律廃止から3年以内を目途として、その全部を処分するものとする。

※ 危機対応業務については、その実施を担う金融機関の確保等について、政府に法制上・財政上の措置等を義務付け



UR完全民営化推進法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

現行の独立行政法人都市再生機構（UR）については、中堅勤労者向けの住宅供給、大都市への人口流入による需要圧力の緩和策としての住宅供給等という当初の政策目的が終了しており、民間と同様の家賃水準で経営していることが民業圧迫との批判を招いている。一方で、引き続き都市開発事業の中核を担うことが期待されている。

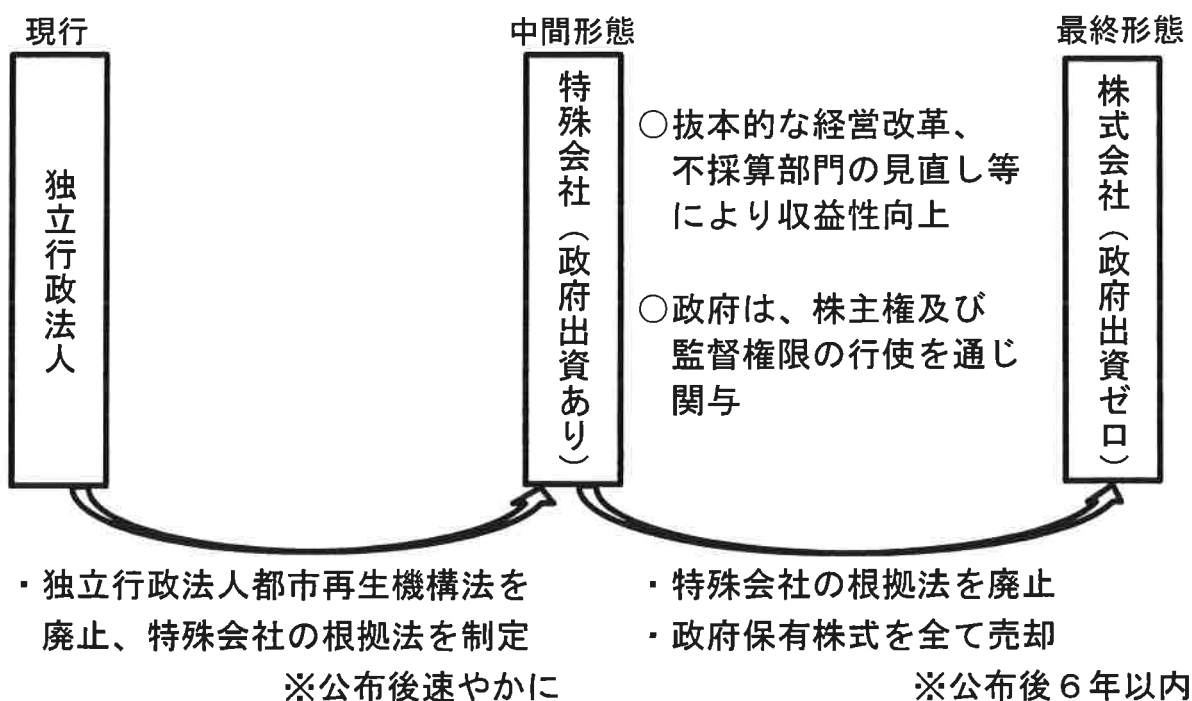
→ 健全な経営が可能となる形でURを完全民営化する必要がある。

URの完全民営化について、基本理念及び手順を法律に明記し、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることを政府に対し義務付ける。

基本理念

- ・ URのガバナンスを向上させることと収益性の向上により経営基盤が安定するようにすることを旨とすること。
- ・ 公正な競争の確保に配慮して行われること。
- ・ 現居住者に適切に配慮して行われること。

完全民営化までの手順



株式会社等の農地所有解禁法案

【農地法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、農地所有適格法人以外の法人は、農地の所有権を取得できず、農地を借入れるにも特別の要件を満たす必要がある。

→ 農業分野への新規参入の障壁となっている農地所有に係る既得権益を打破することにより、農業の成長産業化を図り、将来的に良質で安価な農作物の供給等消費者の利益に資する農業を実現する。

株式会社等の農地所有の支障となる規制を全て撤廃し、全ての法人に農地の所有を解禁する。

現 行

改 正 法

農地所有適格法人以外の法人の農地所有は不可

※農地所有適格法人

- ・法人形態： 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
- ・事業内容： 主たる事業が農業であること。
- ・議 決 権： 農業関係者が総議決権の過半を占めること。
- ・役 員： ① 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること。
② 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること。

法人の農地の借入れにおける制限あり

※以下の要件を満たさなければ借入れできず。

- 貸借契約に解除条件（農地を適切に利用しない場合に契約を解除）が付されていること。
- 他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること。

関係規定を全て削除

介護規制の地方分権化法案

【地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案 〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

高齢者・障害者（障害児を含む。）が利用する介護サービス等に係る施設及び事業をめぐる地域の事情は、それぞれ異なるにもかかわらず、現行の制度では、多くの施設及び事業で、その職員配置等に関する基準は、全国一律とされている。

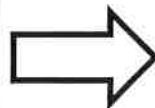
→ 条例で、地域の事情に応じた基準を定めることができるようにする必要がある。

高齢者・障害者（障害児を含む。）が利用する介護サービス等に係る施設及び事業（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。

- ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準
- ② 施設及び事業に係る介護保険・障害者支援給付・児童福祉法上の給付の適用対象としての基準

現 行

国の基準に「従って」又は「標準として」、条例で定める。



新法に基づく措置後

国の基準を「参酌して」、条例で定める。

保育所設置基準の分権化と保育士資格の多様化を図る法案
【地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案
〔新規立法〕】
【児童福祉法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

- ① 保育サービスに係る施設及び事業をめぐる地域の事情は、それぞれ異なるにもかかわらず、現行の制度では、多くの施設及び事業で、その職員配置等に関する基準は、全国一律とされている。
 - ② 保育所に係る深刻な保育士の不足が、待機児童問題の大きな原因となっている。
- 条例で、保育士不足に対応しつつ保育の体制の整備を図りながら、地域の事情に応じた基準を定めることができるようにする必要がある。

1 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案

保育サービスに係る施設及び事業（保育所、幼保連携型認定こども園等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。この参酌基準において、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。

- ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準
- ② 子ども・子育て支援法上の給付の適用対象としての基準

2 児童福祉法の一部を改正する法律案

都道府県が、保育に関する所定の研修修了者を登録する登録保育従事者（保育サポーター）の制度を設ける。

現 行

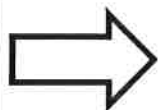
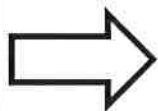
国の基準に「従って」又は「標準として」、条例で定める。

保育士以外の保育従事者については、定めがない。

新法に基づく措置後

国の基準を「参酌して」、条例で定める。
※参酌基準で、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。

保育サポーター制度を新設



国家公務員法改正案

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、年功序列的な人事が事実上行われていること、人事評価において相対評価が徹底されていないことなどにより、国家公務員は過度の身分保障を受けている。

→ 大阪府職員条例などを参考に、次のような方向で改正を行う必要がある。

- ① 現行法にある年功序列人事を排除する趣旨の規定において、その趣旨をより明確化する。
- ② 人事評価において相対評価を徹底することを法律上明記する。

現 行

改 正 法

① 年功序列人事を排除する趣旨の規定がある



① 年功序列人事を排除する趣旨をより明確化する

② 人事評価の方法について、具体的な規定がない



② 人事評価において相対評価により行うことを法律上明記

幹部地方公務員政治任用法案

【地方自治法の改正】

<立法の背景・趣旨>

地方公共団体の長が選挙で約束した政策をより実現できるよう、地方公共団体の長主導の行政運営のためのトップマネジメント体制の構築を可能とする。

→ 地方公共団体の「部局長」について、特別職として政治任用を可能とする必要がある。

- ①地方公共団体は、条例で、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる当該地方公共団体の長の補助機関である職員について、当該地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することとすることができるものとする。
- ②①の議会の同意を得て選任された地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等については、副知事及び副市町村長と同様に、任期を4年とし（任期中の解職も可能）、兼職等を禁止するものとする。

現 行

長の直近下位の内部組織の長
(部局長) 等

: 一般職

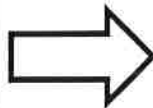
- 能力の実証に基づく任用
- 身分保障あり
- 職務専念義務等

改 正 法

長の直近下位の内部組織の長
(部局長) 等

: 条例で定めたときは、議会の
同意を得て選任 (特別職)

- 政治任用
- 任期4年で、任期中の解職も可能
- 兼職等の禁止



地方教育行政改革推進法案

【地方教育行政改革の推進に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫緊の課題となっている。

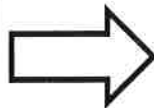
→ 教育行政について、地方の自由度を上げ、地方の判断で適切な体制を選択できるようにする必要がある。

次の項目について、検討・必要な法整備等を政府に義務付ける（3年の集中改革期間を設定）。

- (1) 教育行政における国・地方の役割分担
- (2) 教育委員会・指導主事の要否、校長の職務権限の強化等につき、地方公共団体の選択に委ねる制度

現 行

教育行政の組織・権限配分について、地方の自由度が低い。



改 革 内 容

次の点の制度改革を推進

- (1) 国・地方の役割分担
- (2) 次の点につき地方の選択制に
 - ① 教育委員会・指導主事の要否
 - ② 首長と教育委員会の権限配分、校長の職務権限の強化
 - ③ 公立学校の設置・管理の基準
 - ④ 校長・教職員の任用・人事評価・サービス・処分
 - ⑤ 学校運営に係る協議機関の権限・構成員 など

民泊に関する規制改革法案

【国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

現行では、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（「特区民泊」）に該当している旨の都道府県知事等の認定を受け、旅館業法の適用が除外されるための要件の一つとして、滞在期間が一定期間以上であることが求められている。

→ 宿泊日数の下限の制限をなくす必要がある。

国家戦略特別区域法における「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の要件のうち、「一定期間以上」を削除する。

現 行

施設を「一定期間以上」使用させる

※ 国家戦略特別区域法施行令により、施設を使用させる期間が3日から10日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県の条例で定める期間以上であることとされている。



改正後

「一定期間以上」を削除

※施行期日：公布の日から起算して1月を経過した日

日本たばこ産業株式会社（JT）完全民営化等に関する法律案のポイント

1 趣旨

- ① 政府が JT とその株主としての利害関係を有しており、政府において、国民の健康の保持の観点からの製造たばこ規制の強化及びたばこ税率の更なる引上げに関し検討が十分に進んでいるとはいえない状況
- ② 我が国のたばこ関連事業の現状に照らし政府が JT 株式を保有する必要性及び JT を特殊法人として存続させる必要性が低下
→ JT の完全民営化（政府の保有する JT 株式の全部を処分するとともに日本たばこ産業株式会社法を廃止すること）に関し講ずべき措置について定め、あわせて、JT の完全民営化を契機とした製造たばこ規制の強化及びたばこ税率の引上げに関する政府における検討等について定める

2 政府保有株式の処分

政府は、施行後3年以内を目途として、その保有する JT 株式の全部を処分

3 日本たばこ産業株式会社法を廃止するための措置

政府は、その保有する JT 株式の全部を処分したときは、日本たばこ産業株式会社法を廃止するための措置を講ずる

4 たばこ関連事業に係る制度の見直し

政府は、JT の完全民営化が完了した後におけるたばこ関連事業に係る制度について、次の基本的方向で検討を加え、その結果に基づいて、たばこ事業法の改正等の措置を講ずる

- ① 国産葉たばこについて、JT が全量を買入れる仕組みを廃止し、買入れるかどうか及び買入量を製造たばこを製造する者の自由な判断に委ねる
- ② JT でなければ製造たばこを製造してはならないとする仕組みは、たばこ税の保全及び製造たばこの品質確保の観点から適格性を有する者が製造できる仕組みに移行

5 たばこ耕作者に対する措置

政府は、国産葉たばこの買入れに関する4①の措置がたばこ耕作者に及ぼす経済的な影響の緩和を図るため、廃作・減反による減収の補填（おおむね5年以内）、転作支援その他の必要な措置を講ずる ※財源は JT 株式売却収入を活用して確保

6 製造たばこ規制の強化及びたばこ税率の引上げに関する検討等

政府は、JT の完全民営化を契機とし、国民の健康の保持の観点から①国際的な水準を勘案した製造たばこ規制の強化及び②製造たばこの消費の抑制を図るためのたばこ税率の引上げについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

※施行期日：公布の日